

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新					旧				
別表					別表				
適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考	適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反				初違反	再違反	
法第17条第1項第1号 第6項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したも(注2)(注3) 3 疾病・疲労等乗務 4 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車	10日車 40日車 80日車 80日車		法第17条第1項第1号 第6項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 (新設) 2 疾病・疲労等乗務 3 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車	10日車 40日車 80日車 80日車	
	(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。				(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (新設) (新設)				